

# 有価証券報告書の訂正報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社フュートレック

(E05535)

# 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 【表紙】                   | 1 |
| 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】 | 2 |
| 2 【訂正事項】               | 2 |
| 3 【訂正箇所】               | 2 |

## 【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                    |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                 |
| 【提出先】      | 近畿財務局長                           |
| 【提出日】      | 2020年9月29日                       |
| 【事業年度】     | 第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）   |
| 【会社名】      | 株式会社フュートレック                      |
| 【英訳名】      | FueTrek Co., Ltd.                |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 浦川 康孝                    |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市淀川区西中島六丁目1番1号                 |
| 【電話番号】     | 06-4806-3112（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役管理部長 西田 明弘                  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市淀川区西中島六丁目1番1号                 |
| 【電話番号】     | 06-4806-3112（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役管理部長 西田 明弘                  |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月24日に提出いたしました第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(中略)

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

(後略)

(訂正後)

(中略)

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

(後略)